

国家公務員退職手当法施行令の一部改正について（概要）

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律により、国家公務員退職手当法の一部が改正されることに伴い、以下のとおり同法施行令の一部を改正する。

1. 法第11条関係（政令第16条）

法改正により、退職手当に係る行政処分は、退職手当管理機関（法第11条）が行うこととなる。退職手当管理機関は、原則として、職員に対して懲戒免職等処分を行う権限を有する機関であるが、①当該機関が職員の退職後に廃止された場合であって新たに懲戒免職等処分を行う機関がない場合、②そもそも懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合にいかなる機関を当該職員の退職手当管理機関とするかについては、法律により政令に委任している。これらのうち、②については政令第16条において規定することとし、①については予め一般的に規定することが適当ではないため、個別の事案に応じて適宜措置を講ずることとする。

2. 法第12条第1項及び第17条第6項関係（政令第17条及び第18条）

法改正により、①退職手当の支給制限・返納命令等の処分を受けべき者が職員又は元職員のみならずその遺族や相続人等にまで拡大すること、②退職手当の一部について支給制限・返納命令等を行うことが可能となることを受け、支給額や返納等の額の決定に際して勘案する事情について、法律において例示的に規定するとともに、その詳細を政令に委任している。これらについて、処分の原因となった非違に応じて一般の退職手当等を減額する場合に勘案すべき事情の詳細については政令第17条に、相続人が納付する金額を定める場合に勘案すべき事情の詳細については政令第18条において規定することとする。

3. 法第20条（実施規定）関係（政令第19条）

実施規定による政令への委任事項として、退職手当に係る処分を受けべき者に対する理由を付記した書面による通知の様式について、総務省へ委任することとする旨を政令第19条において規定することとする。

4. その他

法律の条文の移動や引用箇所の変更に伴い必要となる技術的な修正を行うこととする。